

ASPインテリジェントホーム契約約款

第1節 総則

第1条（約款の適用）

イツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の定める「ASPインテリジェントホーム契約約款」（以下「本約款」といいます。）により、インテリジェントホーム基本サービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を、当社とインテリジェントホーム基本サービス契約（以下「基本契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
本アプリ	基本サービスを利用する上で必要となる専用のアプリケーション
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
対象物件	加入者の指定した機器一式を設置する場所
申込者	基本サービスの利用申し込みをする個人または法人
提携事業者	当社が別途営業委託する者
サーバ	機器一式に対して、保有している機能やデータを提供する機器
当社の通信設備	基本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行う等、本アプリを利用する上で通信機器に必要なシステム
インテリジェントホームゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信する際に必要となる機器
IPカメラ	Wi-Fiを搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
広域モーションセンサー	赤外線（熱）を広域に感知するセンサー
狭域モーションセンサー	赤外線（熱）を狭域に感知するセンサー
センサー等	基本サービスを利用するために必要となるドア・窓センサー、広域モーションセンサー、狭域モーションセンサーの総称
家電コントローラー	赤外線リモコンで作動する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより、電氣的に施錠・解錠を可能にする機器
関連端末	IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー等のデバイスの総称
機器一式	インテリジェントホームゲートウェイ、IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー等の総称

用語	用語の意味
加入者端末	加入者が所有または管理するパソコン、スマートフォン、タブレット等
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
料金	基本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき対価等
ユーザー名	本アプリを利用するための認証識別子
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

基本サービスは、対象物件に設置した機器一式を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して加入者端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。

- 基本サービスの利用には、当社指定のインテリジェントホームゲートウェイ（以下「ゲートウェイ」といいます。）の設置が必要となります。加入者は、ゲートウェイに加え、提携事業者が別途提示するインテリジェントホーム利用規約（以下「利用規約」といいます。）が定める関連端末を別紙1の仕様において単独または組み合わせて利用することで各種遠隔操作を行うことができます。
- 基本サービスは、当社指定の機器一式のみで利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行うことはできません。
- 加入者は、本約款に加え、利用規約および第三者が規定するその他の約款（以下、併せて「その他約款等」といいます。）がある場合はこれらに同意し、従うものとします。
- 当社は、基本サービスの内容を変更することができます。この場合、当社または提携事業者のホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第5条（提供区域）

基本サービスの提供区域は、別途定めるサービス提供区域内に限ります。

第2節 基本契約

第6条（基本契約の単位と有効期間）

基本契約の締結は、世帯ごとに行います。

- 基本契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、基本契約の有効期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第7条（基本契約の申し込み）

申込者は、本約款ならびにその他約款等を承認の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して提携事業者へ提出するものとします。

- （1）申込者の住所および氏名または所在地、商号および代表者
 - （2）対象物件の所在地（申込者の住所と対象物件の所在地が異なる場合）
 - （3）その他必要事項
- 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
 - 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐

人の同意を必要とします。

第8条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、基本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- （1）申込者が本約款に違反するおそれがある場合
- （2）申し込み内容に虚偽の記載があった場合
- （3）基本サービスの提供が著しく困難である場合
- （4）その他、基本契約締結が不相当である場合

2. 前項の規定により、当社が基本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第9条（基本契約の成立と利用開始日）

基本契約は、基本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
3. 基本契約の成立後、初めてゲートウェイが設置された日を、基本サービスの利用開始日と定めます。また、第12条（加入申込書記載事項の変更）第3項の規定により基本サービスが追加された場合は、当該追加ゲートウェイが設置された日を、当該基本サービスの利用開始日と定めます。

第10条（利用の条件）

加入者は、自己の責任と負担において、基本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。

2. 前項に定めるインターネット回線については、第11条（本アプリの提供と管理）第2項に定める加入者端末を除き、有線により常時接続されていることを前提とし、原則モバイル端末は利用できません。ただし、提携事業者が提供するモバイル端末による常時接続サービスを利用する場合はこの限りではありません。なお、加入者が提携事業者の提供するモバイル端末による常時接続サービスを利用したことにより紛争等が生じた場合、提携事業者がその責任と費用において当該紛争等の解決にあたり、当社は免責されるものとします。
3. 加入者と基本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）が異なる場合は、加入者は利用者に必要な情報を提供するものとし、加入者は、基本契約の全責任を負います。

第11条（本アプリの提供と管理）

当社は、基本契約に伴い、当社所定の方法にて本アプリを加入者へ提供します。

2. 加入者は、映像データ等の閲覧その他、基本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロード、インストールする必要がある、この媒体として、加入者端末を要するものとします。なお、当該加入者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
3. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。
4. 加入者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第3節 契約事項の変更

第12条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号等の変更がある場合には、当社所定の書類

に必要事項を記入して、事前に提携事業者に提出するものとします。

2. 加入者は、加入申込書記載の基本サービス内容の変更を請求することができます。この場合、当社所定の書類に必要事項を記入して、提携事業者に提出するものとします。
3. 加入者は、基本サービスの追加を請求することができます。この場合、当社所定の書類に必要事項を記入して、提携事業者に提出するものとします。
4. 加入者は、加入者が基本サービスを複数利用している場合、毎月末日付にて、特定の基本サービスのみ解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、提携事業者に提出するものとします。
5. 当社は、第8条（申し込みの承諾）の規定に準じ、前4項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
6. 本条に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を提携事業者が受領し、当社がその通知を受けた日を、第7項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
7. 当社が特に認める場合に限り、加入者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第13条（名義変更）

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- (1) 加入者の改称
- (2) 承継
- (3) 譲渡

2. 第1項第2号および第3号は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
3. 前2項の規定により契約名義を変更しようとする者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに提携事業者に提出するものとします。
4. 第3項の名義変更による新契約者は、旧契約者が負う一切の義務を承継するものとします。また、旧契約者は新契約者へサーバに保有される機器一式の各種情報、映像データ等が引継がれることを承諾するものとします。

第14条（権利譲渡の禁止）

加入者は、第13条（名義変更）の場合を除き、基本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第4節 基本サービス提供の停止等

第15条（当社が行う基本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、基本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第22条（加入者の支払い義務）に規定する基本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
- (2) 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (3) 第16条（当社が行う基本サービス提供の制限）第1項第2号の規定により、当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
- (4) 第20条（ユーザー名およびパスワードの管理）第2項、第26条（著作権等）、第28条（機密保持）第1項、第30条（禁止事項）、および第31条（加入者の義務）の規定に違

反した場合

(5) 第20条(ユーザー名およびパスワードの管理)第2項の規定による場合

(6) 第29条(情報の削除等)第1項第1号から第3号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合

(7) その他、当社が基本サービスの提供を不相当と判断した場合

2. 当社は前項の規定により、基本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条(当社が行う基本サービス提供の制限)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基本サービスの提供を制限することがあります。

(1) 天災・地震その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき

(2) 加入者が、当社の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき

2. 当社は、前項第1号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項第2号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社が本条の規定により、基本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第17条(当社が行う基本サービス提供の休止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

(1) 当社の通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合

(2) 当社の通信設備に障害が発生した場合

(3) 第16条(当社が行う基本サービス提供の制限)第1項第1号の規定により、当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合

(4) その他の事由により、基本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

2. 当社は、前項の規定により基本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前にその理由、実施期間を当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第5節 基本契約の解約および解除

第18条(加入者が行う基本契約の解約)

加入者は、第6条(基本契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、基本契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに提携事業者へ提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を提携事業者が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を基本サービスの利用終了日と定めません。なお、第3項の場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、本条で定める解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第 19 条（当社が行う基本契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条（基本契約の単位と有効期間）第 2 項の規定にかかわらず、基本契約を解除することができるものとします。

- （1）第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）第 1 項の規定により基本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - （2）第 10 条（利用の条件）に定める設置環境が整っておらず、当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合
 - （3）その他当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、基本サービスの提供が困難な場合
2. 当社は、加入者が第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条の定める基本サービスの提供の停止をすることなくその基本契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、前 2 項の規定により基本契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第 1 項および第 2 項の規定により基本契約が解除されたときは、基本契約が解除された日を基本サービスの利用終了日と定めます。

第 6 節 ユーザー名およびパスワード

第 20 条（ユーザー名およびパスワードの管理）

加入者は、ユーザー名およびパスワードの管理、使用において全て責任を持つものとします。

2. 加入者は、ユーザー名およびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を提携事業者へ報告するものとし、その報告があった場合、当社は当該サービスの提供を停止します。なお、当社または提携事業者がその事態に気づいた場合にも同様の措置をとるものとします。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。
3. 加入者が第 18 条（加入者が行う基本契約の解約）の規定により基本契約を解約する場合、もしくは第 19 条（当社が行う基本契約の解除）の規定により、基本契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はユーザー名とパスワードを利用する権利を失うものとします。

第 7 節 料金等

第 21 条（料金）

料金は、別途定めるとおりとします。

2. 当社は、料金を改定することがあります。この場合、当社は改定の 1 ヶ月前までに、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第 22 条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、第 21 条（料金）で規定する料金を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第 12 条（加入申込書記載事項の変更）の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、加入者は変更後の契約内容に応じ、第 21 条（料金）で規定する料金を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金の支払い義務は、第 9 条（基本契約の成立と利用開始日）第 3 項に規定する利用開始日に発生するものとします。

3. 第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）の規定により、基本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
4. 第 16 条（当社が行う基本サービス提供の制限）の規定により、基本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
5. 第 17 条（当社が行う基本サービス提供の休止）の規定により、基本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、基本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続 10 日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金の支払い義務を免ずるものとします。

第 23 条（基本契約終了時に伴う料金の精算方法）

第 18 条（加入者が行う基本契約の解約）第 1 項、第 3 項または第 19 条（当社が行う基本契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により、月の途中で基本契約が解約または解除されたときは、料金は第 18 条（加入者が行う基本契約の解約）第 2 項ならびに、第 19 条（当社が行う基本契約の解除）第 4 項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし日割り計算による精算は行わないものとします。

第 24 条（基本サービスに係る債権の譲渡等）

加入者は、当社が料金、その他の債務に係る債権を提携事業者に譲渡することを承認するものとします。この場合において、当社および当該提携事業者は、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 前項の規定により譲渡する債権に関するその他の取り扱いについては、この約款の規定にかかわらず、当該提携事業者の利用規約等に定めるとおりとします。

第 8 節 雑則

第 25 条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者は、当社が提携事業者に加入者の個人情報を提供することをあらかじめ同意するものとします。
3. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。
4. 加入者は、当社がシステムの運営・管理上の必要から、加入者の個人情報、個人データ、機器一式に関するデータについて、ソフトウェア開発企業に開示する必要があることをあらかじめ同意するものとします。

第 26 条（著作権等）

加入者が取得した映像データ等を除き、基本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。加入者は、基本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできません。

第 27 条（映像データ等の管理責任）

基本サービスにより加入者が取得した映像データ等は、加入者自身の責任において管理し、保管するものとします。

2. 当社は、前項に定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

第 28 条（機密保持）

加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、基本契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・搜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第 29 条（情報の削除等）

当社は、加入者による基本サービスの利用が第 30 条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- （1）第 30 条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します。
 - （2）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - （3）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - （4）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 30 条（禁止事項）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- （1）機器一式を変更・分解・改変または付加物等を取付ける行為。ただし、天災、地変、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く
- （2）本アプリを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為
- （3）本アプリの全部または一部を複製、翻案する行為
- （4）本アプリの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する行為
- （5）ユーザー名およびパスワードを不正使用する行為
- （6）当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- （7）当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- （8）当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- （9）詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- （10）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送

- 信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (11) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
 - (12) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (13) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - (14) 第三者になりすまして基本サービスを利用する行為
 - (15) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (16) 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
 - (17) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - (18) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
 - (19) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - (20) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
 - (21) 火災や事故等の危険な事象を引き起こすおそれのある行為
 - (22) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - (23) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - (24) 公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
 - (25) 法令に違反し、またはそのおそれのある行為
 - (26) その他、基本サービスの運営を妨げる等、当社が不相当と判断する行為

第 31 条（加入者の義務）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 加入者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てネットワークの規則に従うこと
- (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
- (3) 加入者は、本アプリおよび基本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

第 32 条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）、第 16 条（当社が行う基本サービス提供の制限）、第 17 条（当社が行う基本サービス提供の休止）、第 33 条（基本サービスの廃止）の規定により、基本サービスの提供を停止、制限、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 加入者が、第 31 条（加入者の義務）またはその他約款等に規定する行為を怠ったことに起因し、基本サービスに休止・制限等が発生したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 第 13 条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって旧契約者または新契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が、基本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任

と費用において解決するものとし、当社およびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。

5. ユーザー名およびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。
6. 加入者が、第 20 条（ユーザー名およびパスワードの管理）第 2 項、第 26 条（著作権等）、第 28 条（機密保持）第 1 項、第 30 条（禁止事項）、その他約款等について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
7. 第 18 条（加入者が行う基本契約の解約）または第 19 条（当社が行う基本契約の解除）の規定により基本契約が解約または解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により基本契約が解除された場合はこの限りではありません。
8. 当社は、基本サービスの提供の状態を確認するために、第 25 条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
9. 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の基本サービスの利用状況や機器一式の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等を取得できるものとし、基本契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
 - (1) 基本サービスの運用・管理
 - (2) 基本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
 - (3) 基本サービスの利便性の向上
 - (4) 基本サービスの付加価値サービスの調査・開発
10. 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
11. 当社および提携事業者は、当社のサーバに保管する加入者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または加入者による当該データ削除に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
12. 当社および提携事業者は、加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
13. 加入者は、当社が必要に応じて行うゲートウェイ等のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
14. 設置環境については、第 10 条（利用の条件）に基づき加入者が自己の責任により確保するものとします。なお、加入者は、同条第 2 項に基づき提携事業者が提供するモバイル端末による常時接続サービスを利用する場合を含め、設置環境により、基本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
15. 基本サービスは、前項の設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
16. 当社は、基本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ加入者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て加入者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
17. 当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても一切の責任を負いません。

第 33 条（基本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により基本サービスを廃止することができます。この場合、基本サービスを廃止する日をもって基本契約は終了するものとし、この日を基本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し基本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により基本サービスを廃止する旨を告知します。

第34条（関連法令の遵守）

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第35条（国内法令の準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、基本契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条（定めなき事項）

本約款およびその他約款等に定めなき事項が生じた場合は、当社、および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。

2015年11月1日 制定

2016年6月20日 改訂

別紙

1. 1つのゲートウェイに接続できる関連端末の数

関連端末	最大接続数
IPカメラ	6台
センサー等	64台
家電コントローラー	1台
スマートロック	4台

2. データ保存

	ゲートウェイ台数	センサー動作履歴	映像データ等
標準	1台	60日間	静止画 500枚/日 動画 100本/日